

令和元年度

## 第9回

# 亀山市立図書館整備推進委員会会議録



## 令和元年度 第9回亀山市立図書館整備推進委員会会議録

日時 令和元年7月11日（木）午後2時30分開会

場所 亀山市役所 職員会館2階 会議室

出席者 服部教育長、横山委員長、中井副委員長、  
桑名委員、川辺委員、栗本委員、川口委員、片岡委員、鈴木委員、  
寺田委員、豊田委員、大澤委員、亀渕委員、草川委員、青木委員、  
井分委員、佐久間委員 / 小林勇治（駅前整備G）

欠席者 山本委員

事務局 亀山市教育委員会生涯学習課 亀山参事、小坂、駒田  
亀山市立図書館 井上館長、服部

### ■開会

【事務局】 傍聴者（2名）の承認後、第9回亀山市立図書館整備推進委員会を開催する。配布資料を確認する。

### 1. あいさつ

【教育長】 みなさん、こんにちは。

お忙しいなか、また雨の中、100パーセントに近い委員の出席をいただきまして、ありがとうございます。前回、新図書館の特に運営面についてのご意見を初めて頂戴し、事務局でまとめさせていただきました。今回はそれを固めるとともに、併せて管理面についての協議を進めていきたいと考えております。そして、9月までに管理運営の基本的な方針の中間案、年内には最終案を出す流れで考えておりますので、今日も忌憚のない意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【横山委員長】 改めまして、みなさん、こんにちは。

本日も、教育長のおっしゃるとおり、なるべく議論に時間を割きたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします

## 2. 報告事項

### 資料1：亀山市立図書館整備推進委員会（第8回）を踏まえた 亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）の整理表について

【横山委員長】                    まず、事前に配布されました資料1：亀山市立図書館整備推進委員会（第8回）を踏まえた亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）の整理表について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】  
亀山課長                            「亀山市立図書館整備推進委員会（第8回）における亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）の意見整理表」についてご説明申し上げます。

この資料は、5月28日に開催の第8回整備推進委員会でいただきましたご意見をもとに、開館時間、開館日数、先端技術の導入についての方向性案をまとめたものです。

まず、1の開館時間につきましては、現行通りとのご意見もありましたが、より多様な利用者に向けた展開、駅前という立地の観点から、図書館の開館時間を9:00～20:00を案といたしたいと存じます。ただ、講座や市民交流活動、駅利用者の利便性などを想定して、多目的室や展示コーナー、トイレなどについては、21:00までの開館とします。また、現行の図書館では平日だけ19時まで開館しておりますが、新図書館では土日、平日の差をなくす方向で考えております。開館時間の夜間拡大は、県の青少年健全育成条例の内容を踏まえ、安全面などを考えて、公共交通機関の亀山駅・亀山駅前のバスの発着時刻にも配慮したものになっています。

次に、2の開館日数については、現行と同じく、週一日の休館日と、蔵書整理日、年末年始などを想定して、年間290日程度といたしたいと考えております。ただし、駅前という立地から、来訪者も含めた駅利用者の利便性や市民交流や学びの観点から、年末年始以外の休館日についても、前述の多目的室や展示コーナー、トイレなどについては、9:00～21:00まで開放いたしたいと考えております。この際のスタッフは、エントランスロビーでの対応とし、管理スタッフを配置することを想定して体制を考える必要があります。

3の貸し出し点数と期間及び4の利用者の要件拡大につきましても、前回の委員会でご意見をいただきましたが、これについては、改めて本日議論いただきたい内容がございますことから、資料にはいただいた意見をお示しするところで留めております。

5の先端機器類などの導入につきましては、スタッフ負担の省力化などの観点から、本案の中ではICタグシステムの導入を前提としているところです。これには、自動貸し出し返却装置の導入も含まれており、連動してBDS（図書盗難防止装置）の導入を図りたいと考えております。ただ、自動書庫につきましては、中井副委員長から30万冊以下の蔵書数においては有効性が少ないとのお話をいただきましたこと、また、取扱い業者も同様の考えを示しておりましたことから、導入しない方向性で考えています。

次に、6の飲食の可否につきましては、飲み物については蓋つきなどの条件の下で基本的にほぼ全体で可能とし、食べ物については、匂い等の懸念事項もありますので、エリアなど一定のルールのもとで可能とする方向にしたいと存じます。また、アルコールについては、原則禁止としますが、導入される商業施設との関係により調整したいと考えています。

以上、前回ご協議いただいた事項についての、方向性案のご報告とさせていただきます。冒頭で申し上げましたように、ご報告申し上げた方向性で中間案および最終案をまとめてまいります。

【横山委員長】

ありがとうございます。前回の議論の意見集約を事務局に行っていたいただき、方向性を示していただきました。報告事項について、何かご意見・ご質問などございますでしょうか。

ないようですので、事務局には、今申し上げてもらった方向性で案の作成を進めていただければと思います。時間もございますので、次に移らせていただきます。

### 3. 協議事項

(1) 資料2：亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）の検討項目について

(2) 資料3：亀山市立図書館管理運営基本方針（案）について

【横山委員長】

それでは、早速ではございますが、協議事項「亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）の検討項目について」および「亀山市立図書館管理運営基本方針（案）について」を事前に配布されました資料に沿って、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

亀山課長

協議事項につきましては、互いに関連深いものでありますことから、2つ併せた形で、ご説明をさせていただき、ご議論賜りた

いと思います。

資料2の「亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）の検討項目」についてご説明申し上げます。前回同様、本日、検討いただきたい事項を整理したものとなります。ただし、先程の報告事項で、既に方向性をお示しさせていただいたものもございますので、主に3の貸し出し点数と期間、4の利用者の要件拡大、5の先端技術導入による省力化、8の民間活力導入の可能性について、今日のご議論いただければと考えております。

また、その個々の検討内容の詳細と検討にあたって留意すべき点を示しましたのが資料3の「亀山市立図書館管理運営の基本的な方針（案）の検討内容」となります。ここでは、先にご説明いたしました、方向性として固めましたものを赤字で、ご協議いただきたい事項に関するものを青字でお示ししております。

それでは、本日、ご検討いただきたい項目について重点的にご説明申し上げます。

3の貸し出し点数につきましては、前回ご意見をいただいたところでございますが、資料3の3ページにおきまして、現行の7点（雑誌2点）から10点（雑誌3点）の拡充する事務局案をお示ししておりますので、改めてご意見をいただきたく存じます。期間については、現行通り15日間で考えているところです。

次に4の利用者につきましては、現行の市内在住・在勤・在学から拡充して、広域連携の関係があります伊賀市・甲賀市や隣接する鈴鹿市、津市、四日市市在住者も利用者とする事務局案を資料3の4ページにお示ししておりますのでご意見をいただきたく存じます。

5の先端技術、機器の導入による省力化については、基本としてお示した機器類を導入したいと考えておりますが、全体事業費などとの兼ね合いもありますことから、最終的な方向性については、事務局において検討・調整することをご了承いただきたく存じます。

8の民間活力導入の可能性については、直営、直営と一部委託、指定管理の3方法を基軸にご意見をいただきたく存じます。

まず、その議論の起点として、資料3の7ページにお示しいたしましたように、一日に在館するスタッフ数の仮試算を行ってみました。

試算方法は、先の開館時間・開館日数をベースに、一年間の館全体の開館後の図書館の業務について、現在の図書館での実務状況をもとに経験則的に、総業務従事時間を38,000時間程度と想定し、この数値に一人当たりの日勤務時間の7.75時間で割って、

年間に必要となるスタッフの延べ人数を 4,904 人としました。これを開館日数の 290 日で割った 16.9 人、おおむね 17 人を一日当たりの勤務職員数と仮試算した次第です。

この試算において、正規職員、非常勤あるいは会計年度任用職員、委託業者の雇用する職員などの雇用形態は想定しておりません。あくまで、開館時間の拡大によるシフト勤務を前提に算出した一日当たりの勤務職員数であり、自動貸し出し機などの機器類を導入してカウンター業務の従事者を最小限にとどめた場合の想定人数となっています。

この仮試算人数を管理運営の検討を進めるにあたっての一つの指標としたいと存じます。

現行の図書館スタッフは総勢 11 人ですので、開館時間拡大に向けての細やかな検討を当然進めていくこととなりますが、最終的なスタッフ数は、管理運営方法が確定したのち、具体的な勤務の内容やシフトの想定を行ったうえで検討するものと考えております。今回の試算につきましては、概算ではあるものの、大体の必要職員数すら見えないなかで、管理運営についての協議を進めることは困難であろうことから、仮置きの数値としてお示しさせていただいたものをご理解ください。

なお、亀山市立図書館整備基本計画においては、職員の目標数として 19.8 人という数字をお示ししております。これは、文部科学省が出しております「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の目標基準例をもとに算出したものですが、一旦は仮置きとして先程の仮試算を念頭に今後の管理運営に関する協議を進めさせていただきたく存じます。

次に、直営、直営と一部委託、指定管理のイメージですが、資料 3 の 9 ページにお示した表をご覧ください。

直営は、システム使用や空調などのメンテナンス、清掃といった間接的に館の管理運営に掛かる業務以外を市職員が行い、図書館施策を進めるものです。ここでのスタッフは、すべて正規の市職員と現行での非常勤職員とするものと、必要に応じて人材派遣を受けるものが想定できます。

直営＋民間（一部委託）は、民間の館運営に係るノウハウや効率性を生かしつつ、行政としての図書館施策を進めるもので、A と B の二つの方式をお示ししております。

A は、館長と行政職員が館の運営やさまざまな企画などの立案を行い、明文化された行政と民間のノウハウを生かした役割分担のもとでそれぞれが業務執行を行うものです。

B は、民間業者がそのノウハウを生かして企画立案した運営や

配架などについて、館長と例えば中核的な司書などの行政職員が承認して、民間業者の責任者に業務執行の指示を行うことで、図書館施策を進めるものです。

指定管理は、包括的に館運営管理を委託するもので、館長を含めたスタッフのすべてが民間業者の職員となるもので、行政は例えば教育委員会事務局主管課などが、年間計画などを承認するものが想定できます。市内で申し上げますと、文化会館と文化スポーツ課の関係が例に挙げられるかと思います。

これら3つの方式についての、利点・課題点につきまして資料3の9ページから11ページに整理いたしました。それぞれメリット、デメリットを認識していただければと思います。

また、資料4は、比較的近年開館した類似館の状況を整理したものです。ご覧の通り多様な方法がございますが、前回の委員会でもご指摘をいただいておりますので、参考資料としてお示しさせていただきました。

運営方法については、コスト面が重要な論点になろうかと存じますが、経費の試算に際しては、開館の状況や人数、業務内容によって大きく変容いたしますので、本日の委員会でのご意見を踏まえて、各方式をモデル化し、そのモデルに基づいてランニングコストの試算を図ってみたいと考えております。

従いまして、本日は事務局案の作成に向けて、運営方法の疑義や現時点でのご見解を頂戴したいと考えております。

以上が、基本的な方針（案）のご検討をいただくにあたっての資料の説明とさせていただきます。

【横山委員長】

ありがとうございました。それでは、先程、事務局からもありましたように、資料2の主に3の貸し出し点数と期間、4の利用者の要件拡大、5の先端技術導入に要る省力化、8の民間活力導入の可能性について委員の皆さまからご意見をいただければと思います。順にお願いいたします。

【寺田委員】

本日議論が必要とされる検討事項については、事務局案で概ね問題ないのではないかなと感じています。

先端技術については、予算と相談の上ですが、入れることができるものは積極的に導入してほしいです。ただ、貸し出し用PCについては、調べものを携帯やスマートフォンでもできるようになってきた現状や日進月歩の勢いで最新型が出てくる今のパソコン事情を鑑みると、図書館でパソコンを持つよりかは、持ち込み

可とするほうが現実に即しているように感じます。

組織体制については、人材確保が困難と言われる現代社会の中で、事務局が示した1日当たりの勤務職員数を達成しなければいけないことを考えると、運営の形としては、直営+人材派遣もしくは、直営+民間（一部委託）のA方式が望ましいように思います。

今のところは以上です。

【横山委員長】

時間に制限がある中で、委員の皆さまには意見を伺っております。これ以降に、お気づきの点や意見がございましたら、事務局に伝えるなど、積極的な共有をお願いいたします。では、次に鈴木委員お願いいたします。

【鈴木委員】

寺田委員より意見があがりました貸し出し用PCのことに加えて、料金のかかるプリンター等の設置及び使用方法についても協議するべきかと思っております。亀山市民協働センターみらいでも、同様の機能を担っておりますが、拠点の分散については多少なり懸念しているところです。先端技術の導入については、今現在の最先端であっても、開館時には果たしてどうなのかということもありますので、議論の難しさを感じています。

1日当たりの勤務職員数の試算については、管理運営のイメージを持つにあたり参考になるものでしたし、貸出冊数や利用者の要件等については、事務局案で概ね良いのではないかと考えています。

【片岡委員】

機器やシステム等については、詳しくないこともあり、お任せになってしまいます。

組織体制については、国の掲げる目標基準を下回る「17人」を1日当たり必要な勤務職員数の仮試算とする旨の説明が事務局よりありました。目標値ではあるものの、国の示している基準を下回る数字を指標とするのであれば、それだけの人数は確実に確保してほしいと思っております。

運営形態については、いっそのこと民間委託でもよいのではないかという考えを持っています。理由としては、亀山市がどうかは詳しく分かりませんが、市の直営であると専門知識のない畑違いの職員が館員・館長として来ることも大いにありえるうえに、そうなった場合に本当に図書館のことを想って動いてもらえるのか曖昧性を感じる部分があるからです。ただ、民間への委託についても、運営上、地域特性への理解や人材育成の点で懸念があり、直営形態に付随する人材派遣についても同様のことが言えるた

め、難しい議論と感じています。

【桑名委員】

民間活力活用における委託業者というのは、図書館業務の管理運営に長けている業者という理解でよいのでしょうか。委託は亀山市内の民間業者から願うのか、他市から招くのでしょうか。そういったことが一切分かっていない状態で運営体制についての協議を進めることは難しいように思います。

委託するならば、可能な限り市内の業者で地域特性の理解が深いところがいいとは思っていますが、市内に条件に見合う会社がないということであれば、これからの話ではありますが、選択肢としてどのような業者があるのかを分かり次第、こういった場で、可能な範囲で教えてもらいたいです。

【川辺委員】

貸し出し点数の拡大については、その意図を教えてください。また、利用者要件の拡大についても、今現在、亀山市民が直接利用できる近隣図書館があるのか伺いたいです。現行図書館でも県立図書館または県内の他市町図書館の所蔵本を予約し、取り寄せするサービスはあるものの、2・3カ月待ちになることは珍しくありません。そういった状態の中で、当市の図書館のみ一方的に利用者の要件を拡大することに関しては必要性を感じないというのが正直なところです。

機器については、どういう図書館サービスを進めていくかを検討したうえで、必要なものは積極的に導入を進めていただければと思っていますが、少なくとも貸し出し用PCは必要ないと思います。今の時代、図書館でパソコンを使いたい人は自身のものを持ってきます。最近、名張市の図書館に行く機会がありましたが、個人で座れる席も多く、パソコンを繋げるブースも充実していました。図書館で持って貸し出すより、持ち込める環境の整備の方が肝要かと思います。それから、ネット用端末の導入については、図書館機能と全く関連のないネット端末であれば、あえて館内に置く必要性を感じませんので、レファレンス専門の有料データベースへのアクセスを可能にするなど、インターネット端末でこういった情報サービスを提供することを想定しているのか具体例を示したうえで、提案してほしいです。

組織体制については、一つ質問させてください。例えば、子どもへの図書館サービスの充実というものに目を向けた時、県内の図書館を見ていると、子ども向けの図書館イベントをボランティア団体が担っているところが多いように感じます。ボランティアの方々に協力していただくのは勿論あっていいことですが、図書館

自体がリーダーシップをもって、各図書館サービスの充実に向けて動いていくには、そこに専門且つ専任の図書館司書等の人材が必要になってくるはずですが、しかし、図書館職員の方々に話を聞くと、現状はとにかく通常業務で目一杯で、読書推進のために新しい取り組みを始めるにも余裕がないとのことでした。勤務職員数の試算にあたり、「現場の業務状況から推測して…」とありますが、これらのことは加味されているのでしょうか。図書館整備基本計画で掲げたことを新図書館で実現していくためには、レファレンス等の各図書館サービスにあてる人数等についても、イメージを持って検討していくべきです。

管理運営体制については、勤務職員数等の確実な数字を出したうえで、直営しかありえないだろうと考えています。やはり、各図書館サービスを充実するためには、職員の質の向上が必須になってくると想定できますし、それは積み上げ・蓄積によって成立するものであろうことから、契約によって、勤務する人員が変わる指定管理では、いくら業者が作成する管理運営計画等を市が審査するような形にであっても課題が多いように思います。加えて、カウンター業務等の一部委託についても、図書館職員と利用者が直接対話することができる、いわゆる窓口になる部分を失ってまで委託することが正しいこととは思えません。直営は直営で課題があるとは思いますが、基本構想・計画にあることの実現を目指せば、自ずとそういう選択になってくるものと考えます。

【横山委員長】

複数の委員より、質問がありましたので、事務局より回答してください。

【事務局】  
亀山課長

桑名委員よりご質問いただきました委託業者関連についてですが、市内の中で要件に見合うスキルや能力を有しているものがあれば積極的に活用していく前提になろうかと思えます。ただ、運営管理の契約自体を市内業者からという限定の仕方はできないと考えますので、他市の先進図書館が契約しているその分野に長けた業者等を選択肢に入れていくこととなります。ただ、市内業者を優先的に活用し、地域の図書館という面を尊重していく姿勢は維持されるべきものだろうと考えています。

次に川辺委員よりご質問のありました総業務従事時間についてですが、現行図書館の業務時間は勿論のこと、基本計画内でお示ししている図書館サービスを実施・提供するうえで必要とされる時間の想定を含めたうえで算出したものになっています。

利用者の要件拡大につきましては、川辺委員のご指摘のとおり、

現行の形では他市は認めていないのに、亀山市は他の市民の利用を一方向的に認めるという形になります。しかし、近隣市の方が当市の教育施設を利用している現状もあれば、逆も然りですし、加えて、伊賀市や甲賀市などと教育連携を図っている背景を考えると、図書館の利用については亀山市が門を開き、近隣市にも同じような形になるよう働きかけていく流れを考えているところです。ただ、この件については、他市の方に現段階で全くにお示しておりませんので、環境が整うまで利用者の要件拡大を待つというのもありでしょうし、それを念頭に先頭切って動いていく形も検討できるのではないかと考えています。

貸し出し点数の拡大の意図につきましては、現行図書館において、7冊が少ないという意見を利用者の方からいただいている現状もありまして、他市町の図書館等を参考に利用者の利便性を高めるため、10冊に拡大する方向性をお示しさせていただいた次第です。しかし、貸し出す本の回転率のこともありますので、貸し出し日数については現行通りとさせていただいております。

【横山委員長】

ありがとうございます。では、次に栗本委員お願いします。

【栗本委員】

貸し出し点数の拡大についてですが、新しい図書館では蔵書冊数も増えると思いますので、1回に借りることができる本が増えるのはありがたいです。

利用者の要件の拡大については、一つ先にお聞きしたいのが、そもそも市内利用者の本の返却率は100パーセントに近いと考えてよろしいのでしょうか。返却が遅れている方はみえないのでしょうか。といいますのも、近隣市の利用者まで貸し出せるようになると、返却の手間が市内利用者よりかかりますので、返却されない方が出てくるのではないかという懸念を持っているからです。

【事務局】

井上館長

返却が遅れている方はみえないのかかというご質問についてですが、現状として、いらっしゃいます。そういう方に対しましては、電話連絡・手紙・訪問といった形で館内部の手法で返却督促を行っております。

【栗本委員】

近隣市民の方が面倒だから返却に来ないという事態を避けられるのであれば、利用者の要件を拡大してもいいとは思いますが、始めてみないと分からないこともありますので、運営管理が落ち着くまでは、現行通りでもよいのではないかと考えます。

先端技術の導入については、他の委員もおっしゃってみえたように積極的に導入していただければと思っています。また、自動貸出機の導入により、カウンターに配置する職員数が省ける分、レファレンス等のサービスが手厚くなることも期待しています。そのためにも専門的知識を有する人材の確保については留意していただければと考えているところです。

【川口委員】

利用者の要件拡大については、自身も近隣市の図書館で借りたい本があったにもかかわらず、借りられなかった経験がありますので、新図書館の開館を機に亀山市が皮切りとなって、近隣市に働きかけていくことについては賛成です。市外の方々に亀山市に足を運んでいただくきっかけにもなるのではないのでしょうか。

先端技術の導入については、自動貸し出し機導入によって、カウンター業務の負担が減る前提であるものと理解しています。

管理運営体制については、図書館のことに様々な形で関わってきたうえで、直営しかないだろうと考えています。やはり、亀山市独自で専門職採用もしくは非常勤であっても有資格者を採用し、育てていく観点を持っていかなければ、市民からの要望や市の状況に応じた運営ができるとは思えません。連携する側としても、委託で運営している館との仕事のやりづらはさは司書教諭仲間からも聞き及んでいるところです。どうしてもコストなどの面で難しさがあるならば、休日や夜間などのごく一部の業務を委託するものとし、可能な限り直営の方向で進めていただきたいと思います。

新図書館に求められることが現行図書館より増えるのは必然です。それに対応するために職員を増やすのであれば、有資格人材の確保及び彼らが連携して業務を進められるような環境の整備は勿論、館長についても有資格者に就いていただき、継続して強いリーダーシップを発揮してもらいたいと思います。

【豊田委員】

貸し出し点数等については、事務局案で概ね良いかと思っています。

利用者の要件拡大については、市として「近隣市の方々も利用して良いですよ」くらいにとどめるのか、「ぜひ、市外の方も当市の図書館を利用してください」くらいのスタンスで行くものなのか、考えをお聞かせください。

【事務局】

亀山課長

基本的には、市民の方ありきの話であろうと考えています。ただ、先ほど、川口委員からもお話がありましたように、やはり、市外の方に足を運んでいただき、市の魅力を発信する機会と捉えることもできますので、利用者の要件については近接市民など無制

限ではないものの、縛りのきつい制約は設けないレベルで、設定できればと考えています。

【豊田委員】

先端技術については、私自身分かっていない部分はあるものの、こういった方が利用するか等の想定をしっかりとしたうえで、導入するものを選んでほしいです。また、これだけの館を運営するとなれば職員同士の連携は必須であろうことから、それを円滑化するために必要なものについても導入を検討してください。

管理運営運体制については、資料で類似・同規模館における管理運営状況を一覧にさせていただいてますが、ここで示されている事例のなかには、成功したのものもあれば、失敗したものもあるという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】  
亀山課長

類似・同規模館における管理運営状況一覧でお示した事例のなかには、採用した運営方式を選択したことで一定の手応えを感じているところと、多くの課題を感じているところと混在しているというのが事実です。直営であれば、スタッフの継続的確保等が課題になっており、委託については、どれだけの業務をどこまで委託するかのもみ分けが課題として出てくるとのことでした。これについては、仕事範囲を明文化することによって、後のトラブルを未然に防ぐなどの工夫が当然必要になってくるだろうと考えています。指定管理の場合、利用者からは好評な場合もあるのですが、委員からのご指摘ありましたように行政側は支払いのみで、ノウハウ蓄積の機会を失ってしまうため、契約を更新し続けなければならないという問題が先々生じてくるだろうという懸念があります。ただ、委託契約にしても、指定管理契約にしても、年限を切って契約をしていく形になろうかと思いますので、一定期間を過ぎれば契約内容における再検討の議論をする場が必ず設けられます。

【豊田委員】

では、議論のうえ、内容の変更も可能ということでしょうか。

【事務局】  
亀山課長

その通りです。

【豊田委員】

ありがとうございます。私自身も図書館サービスを利用するにあたり、スタッフの方を頼らなければいけないことが増えてきました。スタッフの方が働きやすい環境というのは、利用者が利用しやすい環境に直結してくるものだと思いますので、可能な限り整えていただきたいと思います。

【横山委員長】 それでは、教育長お願いいたします。

【服部教育長】 利用者に対して、基本的に「開かれた」図書館であるべきと考えています。それに向けて、近隣市等に対しての働きかけや調整というのは当然していくものであって、開くにあたってデメリットしか並ばないような状況にするつもりはなく、両者にメリットがある開き方ができるようにしていくのが、今後の課題となります。相互貸借もそうですが、互いに持っていない本を市民に貸し出せるように、図書館同士で蔵書を交換するなど、よりオープンにできるのではないかと印象を持ちました。

貸し出し用PCについては、資料に書かれているのは、個人の利用というより、団体の打合せや会議もしくはイベントの際に、プロジェクターなどと併せて使えるよう気軽に貸し出せるものを想定しているので、最低限の個数さえあれば良いものです。

管理運営体制については、算出された一日当たりの勤務職員数17人という数字が独り歩きしているようで恐ろしいです。一日当たり17人必要ということは、17人では足りないということになります。図書館自体は週1日休館なのに対して、職員の勤務体制は基本週休2日であるため、ここで生じる差を調整し、館を円滑に回していくには最低でも20人は必要であろうという見解を持っています。ただ、人数だけの話ではないのは、他の委員にも言及していただいた通りで、専門職の方をどれだけ配置できるのか、それを受けて非常勤職員を何人配置するのかといった兼ね合いは当然出てくるものと考えています。

運営方式については、一部委託の場合、TRC（図書館流通センター）といったような全国区の会社があります。そこが仮に、委託契約先として採用された場合、専門的なノウハウを持ってみえますので、それを活かしてもらうということはあっても良いのではないかと考えています。しかし、全てを任せてしまう指定管理については、ノウハウの蓄積の機会消失もそうですが、当初の計画からそういう予定ではございませんので、他の方式と比べて遠いという印象を持っています。

この場で、様々な意見を聞かせていただいておりますが、人材については、館長はじめ重要と改めて感じた次第です。

【横山委員長】 では、行政委員の方の意見を伺えればと思います。大澤委員よりお願いします。

【大澤委員】 運営の方法については、やはり行政だけですべてを担うという

のは現実的に厳しい面があるため、民間の力も借りながら進めていくにあたり、そのバランスに気を配りながら調整していくのが良いのではないかと考えています。

【亀淵委員】

同規模市町の図書館が指定管理を採用している話をしばしば聞いております。

直営については私自身も理想だとは思いますが、しかし、人材の確保等については理想の形を開館後十年単位で維持できるかを考えると厳しいのではないかと感じています。であれば、今の段階から、民間の力を借りる持続的な形の検討をしていければと考えているところです。

【草川委員】

管理運営体制については、これまでの行政委員がおっしゃっていただいたこと同様に考えています。

先端技術の導入については、他の委員からも懸念をお示しいただいたように技術は日進月歩で進化していきますので、各機器を買い取るというよりかは、リースでの導入が現実的であろうという考えを持っています。導入の手法については、計画等を今から組んでまいります、事務局に一任いただきたいという考えを持っています。

【青木委員】

利用者の要件拡大につきましては、一方的に門戸を開くのではなく、近隣市等の図書館を亀山市民が利用できるように働きかけ、双方にメリットのある環境を整備することを念頭に進めてほしいと考えています。

運営方式については、より市民ニーズに答えられるような形を追求していければと考えていますが、どの方式を採用するにしてもニーズが満たされていない部分へのケアについて検証検討が十分に必要になってくるのではないかと考えています。

【井分委員】

先端技術の導入については、先を見据えたうえで、利用者とスタッフ双方にとってプラスの形を実現、維持できることを念頭に進めてほしいと考えています。また、福祉の関係になりますが、子ども・高齢者・障害者など、それぞれのニーズに同じだけ向き合えるよう形を実現するための機器の導入をお願いしたいところです。

管理運営体制については、公共施設総合管理計画や来年度、定員適正化計画をお示ししなければいけない現状、加えて会計年度任用職員制度等も踏まえたうえで、図書館をどのような方式で運

営していくのか議論をする必要があると考えています。

【佐久間委員】

利用者要件の拡大については、教育長もおっしゃっていたように、これからの時代、自治体単独での施設利用という狭い考え方をすべきではないと思っております。近隣市と公益的な視点をもって、事前協議のうえ連携を図ればと考えているところです。各市町、予算は限られているでしょうが、それぞれの地域が特色を持って蔵書を揃え、相互に利用できる環境が整備できれば読書機会の充実に繋がっていくのではないのでしょうか。

ネット用端末の導入および電子図書館についてですが、障害者差別解消法の関係もありますので、音声読み上げ機能等の導入についてもご配慮いただきたいです。

マイナンバーカードの関連になりますが、亀山市内のマイナンバーカードの取得率は10パーセント満たない現状に対して、国の方は最近力を入れてはじめており、本年度中に公務員は率先して取得するように言われております。今後の展開につきましては、保険証がマイナンバーカードで運用される動きも出てきておりまして、急速に運用の幅が広がる可能性がありますので、新施設については、柔軟に対応及び活用することができるよう注視していただきたいと思っております。

【横山委員長】

最後に、副委員長お願いいたします。

【中井副委員長】

貸出し点数について、雑誌は3冊までとする旨がありますが、制限は設けないのでしょうか。

【事務局】

井上館長

現行図書館と同様、雑誌の最新号については館内閲覧のみ可という形を想定しております。

【中井副委員長】

本の10冊については、近隣の図書館においても10冊としているところが多くみられますので、それでいいのではないかという印象を持っているところです。

利用者要件の拡大については、各委員より多くの意見が出ておりました。一方的に門戸を開くことに対する懸念も示されておりましたが、広域利用を亀山市から率先して始めたことで、仮に市民の借りたい本が他市の利用者に貸し出しされている状況が生まれたとしても、その事実が利用者本人に伝わることはありません。それならば、市内の施設に市外から足を運んでいただける契機と捉え、図書館同士のつながりだけでなく、各市施設、相互のギブ

&テイクの一つと解釈していただいてはどうかと思います。

先端技術の導入については、貸し出し用PCの必要性についても意見が複数挙がりましたが、ノーマライゼーションに加えて、市の情報ですら電子機器を通して発信されることが増えてきた現状を考えれば、高齢者の情報格差を縮小するための方策として、最低限の個数は置いておいても良いのではないかと考えます。

運営体制については、様々意見があるかと思いますが、大前提として「図書館は何のためにあるのか」を考えた時、私は地域の歴史や文化を記録していくための場所という認識を持っています。つまり、蔵書されている本が地域の歴史であり、文化であるということです。関連して、地域特有の基準をもって、20~30年後も読まれ続ける本を選ぶことが「選書」であり、それが亀山市にふさわしいのかを考えられる人材が揃うのであれば、はっきり申し上げて、私は方式にこだわることはないと考えます。図書館において何が大事かを考えてくれるかを重視するならば、直営という結論に自ずとなってくるのですが、先程申し上げた「選書」をしっかりしてくれるのであれば、民間の力を借りる形があっても良いのではないかという意見です。また、指定管理においても、行政はモニタリングというチェックをする義務が出てきますので、このチェックをする立場の人材が図書館運営についてしっかりとしたヴィジョンを持っている必要があります、ノウハウの蓄積という形ではないにしても、結局人材の育成が必要になってくるという点では他の方式と同じと言えます。

勤務職員数の目標値については、一つの目安として1人の職員が年間に回せる本の冊数が2.5万冊と言われております。現在の亀山市人口が約5万人であり、一人当たり10冊の貸し出しを想定すると合計50万冊になりますので、先程の目安に従えば、大体20人程度で年間の貸し出しの冊数を回せるということになりますので、無難な数値ではないかなと感じているところです。

近くで言えば、安城図書館が良例であり、スタッフ40名に対して、正規職員が1/3であり、残りはTRCの職員や非常勤職員が配置されています。選書は直営の有資格且つ叩き上げの職員が担当しており、しっかりとした理念をもって運営されていて、直営+ $\alpha$ の理想形に近いと思われます。

【横山委員長】

ありがとうございました。

最後に私からも一言申し上げたいと思います。

直営か、民営かという議論は不毛な部分がありまして、直営にするにしても、現状として行政職員は経済難のために少なくなっ

てきています。指定管理についても誤解されやすいのですが、あれはあくまで代行であり、丸投げではありません。結局重要なのは、全体を見通したうえでの役割分担であり、それぞれの役割をしっかりと担ってもらうことによって成立する図書館サービスの充実を検討する観点を持ってほしいと思います。

【川辺委員】

時間が限られているのはわかりますが、一通り出た意見について議論する時間を確保してほしいです。

以前から、新図書館設立にあたり地域によって利用が偏っている問題解決に向けて、読書拠点や移動図書館等の方策についての検討がなされるべきなのではないかと思っています。その検討を活かせる仕組みを館が建つ前に作れるよう、表立って議論すべきではないでしょうか。サービスの対象を全市民とする姿勢はぶれてほしくありません

もう一つ申し上げたいのは、新図書館を設立するにあたり、大変お金がかかる事業であることは当初から明白であったにもかかわらず、この管理運営体制を決める段階になって、人材確保やコスト面での不安を行政委員から聞くのは納得がいきません。働くスタッフの充実によって、図書館を良いものしていく基軸は忘れてほしくありませんし、他を切ってもという覚悟を市の幹部から触れてくれないと駅前ありきとどうしても感じてしまいますし、結局「箱」を作るだけではないかと言われてしまいます。

【横山委員長】

ご指摘いただいた内容含め、本日出た意見につきましては、事務局の方で整理していただきますようお願いいたします。

【事務局】

亀山課長

冒頭でも申し上げましたように、今年度中に管理運営における最終案をまとめてまいりたいと考えておりますが、本日の議論がすべてを決定づけるものではありません。皆様から賜った意見をもとに中間案等を作成し、各委員にお示したうえで、考えをまとめていただき、次回の整備推進委員会で改めて意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

本日はありがとうございました。